

# 生産業務提携契約書

上野原ゆうきの輪合同会社（以下、「甲」）と（以下、「乙」）とは、相互の利益と発展を図るため生産業務の提携を行なうこととし、次のとおり契約を締結する。

## （業務提携）

第1条 甲は、乙に対して化学肥料・化学農薬、遺伝子組み換え種子等不使用農産物の生産を依頼し、乙はこれを承諾した。

2 本契約に定めがある場合を除き、乙が本契約の履行するために必要な条件は、甲と乙の間で別途協議の上、決定するものとする。

## （種子等の支給）

第2条 乙に農産物の生産のために必要な種子等を甲は無償で支給する場合、本契約に定める農産物の生産にのみ使用し、他の目的に使用してはならない。

## （生産記録）

第3条 乙は甲が指定する「生産記録簿」の記録及び保存を行うものとする。

## （納入後検査）

第4条 甲は、乙から農産物の納入を受けた場合は検査を行い、不良品は乙に返品する。

2 納品された農産物に隠れたる瑕疵があり、納品後に不良品であることが判明した場合には、乙の責任においてこれを補完し、あるいは代替品を甲に納入することを承諾する。

## （代金の請求と支払）

第5条 甲は、納品された農産物は、月末締めの上、翌月10日までに乙に対し代金を支払う。

## （検査権）

第6条 乙は、甲が乙の圃場等に立ち入り、作業の状況及び生産履歴等の保管状況等を検査することを承諾し、かつこれに協力することに同意する。

## （機密保持）

第7条 乙は、本契約の履行に際し知り得た農産物の生産に関する機密及び甲に関する機密を甲以外の第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(第三者からの業務の受託)

第8条 乙は、甲以外の者から農産物の生産の依頼を受けた場合、甲より支給された種子による生産又は販売を行ってはならない。

(契約の解除)

第9条 乙に本契約に定める条項に違反した事由が生じた場合は、甲は直ちに本契約を解除することができる。

(契約期間)

第10条 本契約は、 年 月 日から 年 月 日までの1年間とする。

2 期間満了の3か月前までに甲乙のいずれからも特段の意思表示がなされない場合は、有効期間はさらに1年間同一条件で延長されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第11条 本契約に定めのない事項、もしくは本契約の内容で疑義が生じた事項については、甲と乙の間で協議の上これを解決する。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県上野原市大野1334番地  
上野原ゆうきの輪合同会社  
代表社員 杉本 公司 印

乙 住所  
氏名 印